福山市告示第４４３号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により公示送達します。

送達すべき書類は、福山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

ついては、高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において準用する地方税法第２０条の２第２項及び福山市税条例（昭和４１年条例第８９号）第６条の規定により告示します。

２０２６年（令和８年）１１月２０日

福山市長　枝　広　直　幹

（市民局市民部保険年金課）

送達を受けるべき者　　別紙公示送達一覧のとおり

公　示　送　達　一　覧

後期高齢者医療保険料　　督促状

名前	賦課年度	相当年度	期別
小川　光江	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
小川　光江	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
村上　秀夫	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
野澤　美佐子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
野澤　美佐子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
板野　眞喜男	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
板野　眞喜男	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
高石　美智子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
高石　美智子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
桃谷　頼光	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
桃谷　頼光	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
橋本　恒則	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
橋本　恒則	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期
小早川　小夜子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	２期
小早川　小夜子	２０２６年度（令和８年度）	２０２６年度（令和８年度）課税分	３期

この閲覧及び掲示を始めた日から起算して７日を経過した時は、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所　　福山市役所　市民局市民部保険年金課

作成日：２０２６年（令和８年）１１月２０日

福山市